

◎新潟県告示第987号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、糸魚川市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成27年7月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等	
8月17日（月）	午後1時から2時まで	外波地区公民館	糸魚川市全域	
	午後2時30分から4時まで	市振地区公民館		
8月18日（火）	午前9時から正午まで	青海総合文化会館		
	午後1時から4時まで			
8月19日（水）	午前9時から正午まで	糸魚川市役所能生事務所		
8月20日（木）	午後1時から4時まで			
8月21日（金）	午前9時から正午まで	磯部地区公民館		
8月24日（月）	午後1時から4時まで	根知基幹集落センター		
8月25日（火）	午前9時から正午まで	藤のさとセンター		
	午後1時から4時まで			
8月26日（水）	午前9時から正午まで	大和川地区公民館		
	午後1時から4時まで			
8月27日（木）	午前9時から正午まで	糸魚川市役所		
	午後1時から4時まで			
8月28日（金）	午前9時から正午まで			
8月31日（月）	午後1時から4時まで			
9月1日（火）	午前9時から正午まで			
	午後1時から4時まで			
9月2日（水）	午前9時から正午まで			
9月3日から平成28年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、30日、31日を除く。	午前9時30分から正午まで		新潟県計量検定所	上記の未受検者
	午後1時から3時30分まで		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会